

原告準備書面(1)

2005(平成17)年12月2日

第1 答弁書被告の主張に対する認否・反論

- 1 1項記載のうち、不法行為法における名誉の意義について、社会的評価すなわち「人の品性、徳行、名声、信用等人格的価値について社会から受ける客観的評価をさすもの」と解するのが確立した判例の立場であることは認め、名誉毀損が成立するためには、被害者が特定されていることが必要であり、例えば東京都民とか九州人と言うような表現を用いただけでは対象が漠然としているので、原則としてその集団に属する特定の人に対する名誉毀損は成立しないとの点は争う。
- 2 2項記載の事実のうち、本件発言はフランス語というものに対する評価あるいは意見の表明であるとの点、フランス語を母国語とする者、フランス語研究者、フランス語を業務の手段とする者あるいはフランス語を学ぶ者に対する事実摘示行為でないとの点は、いずれも否認し、その余は争う。

第2 原告らの主張

- 1 本件発言が行った評価ないし意見表明の対象について
被告らは、本件発言はフランス語というものに対する評価あるいは意見の表明にすぎないかの如く主張するが、事実に反する。
 - (1) 訴状請求の原因1項(1)において述べたとおり、原告らは、フランス語との間で密接な関係を有しており、その関係が個別具体的であることは明らかである。したがって、本件発言は、フランス語一般を誹謗中傷するのみならず、フランス語と個別具体的かつ密接な関係を有する原告ら個々人の名誉を毀損するものである。
 - (2) 特に、本件発言中に、「そういうものにしがみついている手合いが反対のための反対をしている。笑止千万だ。」との発言部分があることにも鑑みると、本件発言は、一般視聴者の視聴の仕方に基づくとすれば、フランス語の算術可能性ないし国際性について否定し、ひいてはフランス語と訴状請求の原因1項(1)記載の関係を有する者らに対して、フランス語にしがみつくしかない笑止千万な存在であると摘示していると理解されるのであって、原告らの社会的評価を低下させるものであることは明らかである。
 - (3) 参照されるべき裁判例
ア いわゆるテレビ朝日の所沢ダイオキシシン報道に関するさいたま地判平成13年5月15日判例タイムズ1063号277頁は、農作物のダイオキシシン汚染に関するテレビ報道について、「本件放送が所沢産のほうれん草等の薬物野菜の安全性に対する信頼を失わせ、ひいては所沢市内において各種野菜を生産する原告らの社会的評価を低下させたものであることは明らかである。」(傍点引用者)と判示している。
イ また、豊田大橋に関する東京地判平成13年10月22日判例時報1793号103頁は、被告らが、「本件中吊り広告記事、本件新聞広告記事及び本件目次の記事は、いずれも『原告黒川がデザインした橋は100億円の工費がかかったが、恐竜のような体裁であり、この橋に対しては、市民から大きな非難が浴びせられている』との事実を伝えるにすぎず、罵声の対象は橋であって、橋に対する批判があることを伝えても、何ら原告黒川の名誉を毀損するものではない」旨主張したのに対し、「上記の三つの記事は、いずれも『一から出直せ!』という総タイトルの下に掲載されており、出直せという命令の客体は、橋ではなく人である原告黒川であると理解するのが一般の読者の読み方である上、不出来な橋を非難するというのは、とりもなおさず、そのような不出来な橋の建設に関わった人々、行政関係者等を非難するという趣旨と理解するのが通常であり、原告黒川が著名な建築家であることを考慮に入れて、上記各記事を素直に読めば、多数の地元市

民から、不出来な橋の建設に建築家として関与した原告黒川に対し、激しい非難がされているとの事実を報道するものと理解するのが、通常の見方であるというべきである。このことは、被告らが、本件中吊り広告記事に豊田大橋の写真ではなく、原告黒川の顔写真を掲載したことから裏付けられるのであり、橋の建設に関わった原告黒川に対する市民の批判を取り上げるのが、被告らの意図であったことが窺える。したがって、上記三つの記事が原告黒川の社会的評価を低下させるものであることは明らかであるから、被告らの上記主張は採用することができない。」(傍点引用者)と判示している。

ウ いわゆる研究社英和辞典名誉毀損事件における東京地判平成8年2月28日判例タイムズ923号162頁は、英和辞典の例文に多くの誤りがあると批判する書籍の出版について、「本書は、こうした本件両辞典について、掲載されている例文のかなりものが誤っている又は適切でないなどと指摘した上、本件両辞典が欠陥辞書であり使い物にならず、原告や本件両辞典を編纂した英語学者、英文校閲者は無能であるなどと批判するものであり、被告会社が本書を発行して、合計約9万0500部の売上を記録し、新聞紙上に本書の広告を掲載したことにより、本件両辞書及びそれを出版する原告の社会的評価が低下したことは、容易に推認されることである。」(傍点引用者)と判示している。

エ 小括

上記の裁判例を概観すれば明らかのように、名誉毀損性が問題となった表現の対象が一見、人ではなく物であっても、その対象と人との間に一定の関わりがあればその人の社会的評価の低下を認めるのが、判例の立場である。したがって、本件発言の評価ないし意見表明の対象がフランス語であってそれに関わる人間ではないなどとする被告の主張は、判例上、通用しないものと言うほかない。

2 被害者の特定について

被告は、被害者の特定の程度について、東京都民とか九州人と言うような表現を用いただけでは対象が漠然としているので、原則としてその集団に属する特定の人に対する名誉毀損は成立しないと主張するが、誤った解釈である。

(1) 被告の引用する裁判例について

被告の引用する裁判例は、古い時代のものであり、しかも、本件には適切でない。

ア 大阪地判平成5年3月26日判例時報1473号102頁について

本件事案は、新聞社が新聞紙上に、父親が保険金目当てに娘を殺害した事件を報道するに当たって、その動機の背景として「サラ金」からの借金の存在等を指摘する記事を掲載したことが、消費者金融業者である原告らの名誉を毀損するものであると主張して、原告らが不法行為に基づく損害賠償の支払及び謝罪広告の掲載を求めたが、これが棄却された事案である。

判決は、「(問題となった記事の要旨は) 実子殺しの犯人が父親であり、殺害の目的は生命保険金の取得にあったことを報道し、さらにその背景として犯人が『サラ金』などに多額の借金があり返済に困っていたことを伝えたものである。『サラ金』との関係の指摘は右の限度にとどまっておき、サラ金業者の過剰融資や高金利が生活の破綻をもたらしたとか、サラ金業者の取立てが苛酷なもので木下容疑者を犯行に追い込んだとかの具体的な記述は一切なされていない」などと述べた上で、「一般読者の『サラ金』に対するイメージを前提としたとしても、本件記事が本件事件をいわゆるサラ金被害の一例とし、非難をサラ金業者に向けているとは解されない」と判示している。この判決が「非難をサラ金業者に向けているとは解されない」と判示していることの趣旨は、最判平成9年9月9日判例時報1618号52頁等の判示の仕方と則して述べるならば、「一般読者の普通の注意と読み方を基準として判断するならば、サラ金の過剰融資や高金利が原因となって犯行が行われたとの事実を断定的に主張しているとは認められない」との趣旨であろう。

なるほど確かにこの判決では、「『サラ金』というのは消費者向無担保貸金業者に対する一般的な

指称であって、それらが一定の組織や方針の下に統合されているわけではないから、仮に本件事件の背景事情として借金（しかも、事実と反する多額の借金）の存在が示され、その返済に困っていた事情が指摘されたことによって、一部の読者が苛酷な取り立てなどを連想して非難をサラ金業者に向けていることがあり得たとしても、それはあくまでも本件記事1、2が対象としている木下容疑者に対して融資をしていたという特定の業者に対してであって、全国8500社というサラ金業者一般に対するものではあり得ない。」とも判示している。しかしながら、この判示部分、特に「一部の読者が・・・連想して非難を向けることがあり得たとしても」との部分、これも結局のところ、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、「連想して非難を向ける」ことはないとの趣旨を裏から述べているのであり、況や、「特定の業者」が原告であったならば、名誉毀損を認定し得たとまで述べたものとは、到底解釈し得ないところである。以上のとおり、上記判示は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、サラ金と犯行との間に因果関係があるとの事実を断定的に主張したものと認められないとの趣旨を述べたものと理解されるのであり、厳密に言えば、被害者の特定の問題を扱っているわけではないというべきである。

これに対して、本件発言は、フランス語が「数の数えられない国際語として失格した」言語であるという明らかに誤った事実を述べた上で、さらに、これに「しがみついている手合い」を「笑止千万」であると冒涇したのである。すなわち、上記のサラ金に関する表現と異なり、「数の数えられない国際語として失格した」言語と、これに「しがみついている手合い」とされた原告らとの関係はまさに直裁的であり、主張は断定的である。このように、本件発言は、虚偽の事実摘示に基づいてフランス語に「しがみつく手合い」の具体的な社会的評価がもたらされているのである。

したがって、本裁判例は、本件とは事案を異にし、適切でないと言うべきである。

イ 東京地判昭和62年5月27日判例時報1268号58頁について

この事案は、文部大臣の教科書検定処分につき検定申請者（著作者又は発行者）以外の第三者が当該教科書の記述によって名誉権を侵害され重大な屈辱を受けたとして国に対し慰謝料を求めた国家賠償請求について、原告らの主張する精神的苦痛は、法律上慰謝料をもって救済すべき損害に当たらないとされた事例である。

判決は、「教科書の記述について右原告両名が名誉毀損以外の精神的損害として『重大な侮辱』等の表現の下に主張している趣旨は、要するに、ソ連による第二次世界大戦終戦直前の対日参戦及びこれに引き続く樺太、千島列島等への侵攻並びにその後の北方領土に対する占有等について、右原告両名は、これらをいずれも国際法に違反する不法かつ非道な行為であるとし、また、北方領土は今日もなお日本固有の領土であって日本がこれに対する主権を放棄したことはないとする見解を抱き、これを広く訴える活動に従事しているものであるところ、本件教科書の各該当部分には、右原告両名の見解に沿った記述が記載されていないか、又は右見解に反する記述が記載されているため、そのことについて多大な精神的苦痛を覚えるということに帰着するものということができる。しかしながら、仮に右原告両名が右教科書の記述によって右主張のとおり何らかの精神的苦痛を被ったとしても、それは、右原告らの請求原因事実自体からもうかがわれるように、一定の歴史的事象について、自己の見解が採用されず、あるいは、右見解に反する歴史上、政治上の所説が採用されたことに対する一種の不快感、焦燥感ないし憤りといったものであるにすぎず、このような感情は、法律上慰謝料の支払をもって救済すべき損害には当たらないと解すべきである。」と判示している。

すなわち、本裁判例は、歴史認識ないし政治的意見の違いに伴う「一種の不快感、焦燥感ないし憤り」が法律上慰謝料をもって救済すべき損害に該当するか否かを判断している事案であって、被害者の特定性について判断しているものではない。被告が被害者の特定性に関する裁判例であるかの如く引用するのは、不適切であって、ミスリーディングであると言わざるを得ない。

(2) 本件において参照されるべき裁判例について

むしろ本件においては、前記所沢ダイオキシン報道事件に関する裁判例が参照されるべきである。

ア さいたま地方裁判所平成13年5月15日判決・判例タイムズ1063号277頁は、「事実及び理由」「第3 争点に対する判断」の「2 争点(1) (本件放送により原告らの名誉が毀損されたか。)について」において、以下のとおり判示する。

すなわち、「テレビ放映により個人の名誉が毀損されたか否かについては、当該テレビ放映の一般の視聴者が普通の注意・関心をもって当該テレビ放映を視聴した場合に受ける印象を基準として、人の社会的評価を低下させるものであるか否かによって判断すべきである。これを本件放送についてみるに、本件放送の要旨は、前記1(4)のとおりであるところ、一般の視聴者がこれを見た場合に、所沢産野菜のうち、ほうれん草等の葉物野菜は、ダイオキシン類の含有濃度が他より高く、これを通常の量食べるとWHOのダイオキシン類の耐容一日摂取量の基準を超えることになってあまり安全ではなく、これを食べるのは控えた方がよいとの印象を持つであろうことは容易に想像しうるところであり、本件放送が所沢産のほうれん草等の葉物野菜の安全性に対する信頼を失わせ、ひいては所沢市内において各種野菜を生産する原告らの社会的評価を低下させたものであることは明らかである。なお、被告朝日放送は、本件放送の内容は原告らが栽培している個々の農作物がダイオキシン類に汚染されていることを摘示するものではないから、原告ら各自の社会的信用や評価を低下させるものではなく、原告ら各自に対する名誉・信用毀損行為には該当しないと主張するが、不法行為としての名誉毀損が成立するための要件としては、本件放送のように所沢市内において野菜を生産する農家といった程度に相手方が特定されていれば十分である。したがって、本件放送は、原告ら個人の名誉を毀損したものと見える。」(傍点引用者)と判示したのである。

イ そしてその控訴審である東京高等裁判所平成14年2月20日判決・判例時報1782号45頁は、上記(1)の点についての1審の判断を是認し、次のとおり判示している。

すなわち、その「事実及び理由」「第三 当裁判所の判断」において、「本件放送による報道(事実及びこれに基づく論評ないし意見の提示)の内容となる事実の主要な部分は真実であると認められ、それに基づく論評ないし意見もさほどの逸脱があるとは認められないから、本件放送による報道が生じさせた名誉毀損については、その違法性が阻却され」(傍点引用者)と判示し、また、「第三 当裁判所の判断」二(3)において、「本件放送による報道については、控訴人らの名誉を毀損するものであるが」と述べている。

以上の判示部分からして、当該報道が原告らの名誉を毀損するものであることを1審と同様是認したものであることは明らかである。

ウ 更に、その上告審である最高裁判所平成15年10月16日判決も、上記(2)の点についての2審の判断を是認し、次のとおり判示した。

すなわち、その「理由」3項において、原判決の上記判示部分につき、「原審は、上記の事実関係の下で、次のとおり判断し、上告人らの請求を棄却すべきものとした。(1)本件放送は、一般の視聴者にほうれん草等の所沢産の葉物野菜の安全性に対する信頼を失わせ、所沢市内において各種野菜を生産する上告人らの社会的評価を低下させ、上告人らの名誉を毀損したものと認められる。(以下省略)」(傍点引用者)と要約したうえで、同4項において、「原審の上記(1)、(2)の判断は是認することができる」と判示したのである。

エ 小括

以上の裁判例をも踏まえると、本件において被害者の特定性について欠けるところはなく、本件発言が原告ら個人の名誉を毀損するものであることは明らかである。

以上